

農林水産業の輸出力強化タスクフォースの開催について

〔平成28年2月2日〕
農林水産業の輸出力強化ワーキンググループ決定案

1. 国別・地域別の輸出促進のための戦略案の策定をはじめとする農林水産業の輸出力強化ワーキンググループ（平成28年1月22日農林水産業・地域の活力創造本部決定）の検討に資する論点整理を、関係各省連携して行うとともに、同ワーキンググループの検討を踏まえた輸出促進策の実行を図るため、農林水産業の輸出力強化タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を開催する。
2. タスクフォースの構成員は、別紙のとおりとする。ただし、タスクフォースの議長は、必要があると認めるときは、その他関係者の出席を求めることができる。
3. タスクフォースの庶務は、内閣官房農林水産業輸出力強化等推進室において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、タスクフォースの運営に関する事項その他必要な事項は、タスクフォースの議長が定める。

(別紙)

農林水産業の輸出力強化タスクフォース

議 長 内閣官房副長官補(内政担当) (農林水産業輸出力強化等推進室長)

議長代理 農林水産省食料産業局長

議長補佐 内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付)
内閣官房内閣審議官 (農林水産業輸出力強化等推進室次長)
外務省経済局審議官
経済産業省通商政策局通商機構部長

構 成 員 外務省経済局政策課長
財務省関税局関税課参事官
厚生労働省生活衛生・食品安全部監視安全課長
農林水産省食料産業局企画課長
中小企業庁経営支援部経営支援課長
国土交通省総合政策局物流政策課長
観光庁国際観光課長